

別紙

諮問第1050号

答 申

1 審査会の結論

「平成 28 年 8 月 1 日から同年同月 3 日までの警備に関する会議の資料」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成 28 年 8 月 1 日から平成 28 年 8 月 3 日までの警備に関する会議の資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成 28 年 8 月 19 日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

東京都知事の処分は公権力の濫用であり、非開示決定等は憲法違反である。

都庁周辺の手抜き警備は明確である。都庁周辺警備を放置する警備業者、公務員は職務放棄である。知事選挙の立候補関係書類を受け取りに赴いても、政策宣伝車を警備会社及び警備公務員が妨害した。明らかに政治活動の妨害で、職権濫用である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の説明は、以下のとおりである。

(1) 庁内警備業務について

実施機関が行う警備業務は、東京都庁第一本庁舎、東京都庁第二本庁舎及び東京都

議会棟敷地内における庁内（庁舎及びその敷地をいう。以下同じ。）管理及び宿直業務に関することであり、東京都庁内管理規則（昭和 45 年 5 月 9 日東京都規則第 92 号。以下「庁内管理規則」という。）に基づき、総務局総務部総務課警備担当が所管しており、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防を図り、もって公務の円滑な遂行を期することを目的とする。

（2）対象公文書及び非開示理由について

対象公文書は、本件開示請求で示された期間内の庁内行事に関する警備計画資料であり、これを公にすることで、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、条例 7 条 4 号に該当する。そのため、当該公文書は非開示と判断した。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 28 年 12 月 2 日	諮問
平成 30 年 6 月 18 日	新規概要説明（第 190 回第二部会）
平成 30 年 7 月 20 日	実施機関から理由説明書を收受
平成 30 年 7 月 24 日	審議（第 191 回第二部会）
平成 30 年 9 月 28 日	審議（第 192 回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 庁内警備業務について

庁内管理規則1条は、「庁内（庁舎及びその敷地をいう。以下同じ。）における秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防を図り、もって公務の円滑な遂行を期する」ことを庁内管理業務の目的としている。また、同規則3条により、「第一本庁舎、第二本庁舎、都議会議事堂及びこれらの建物に附属する建物並びにその敷地（都議会の用に供する部分を除く。）」の庁内管理者は、総務局総務部長とし、同規則4条により、「庁内管理者は、…巡視その他所属職員を指揮監督し、庁内管理の責に任ずるものとする。」としており、その具体的な所管部署は、総務局総務部総務課である。また、その他の条文において、庁内における「禁止事項等」、「庁内の使用又は立入りの禁止」、「物品の搬入、搬出」及び「門扉の開閉」など、同規則1条の目的を達成するために必要な事項が定められている。さらに、東京都巡視勤務規程（昭和31年4月1日訓令甲第12号）は、庁内管理に従事する巡視の勤務について定めており、同規程において、「庁内の巡回」、「庁内の監守」、「外来者の措置」、「庁内の秩序維持」、「遺失物の取扱」、「災害時の処置」のほか「巡視日誌の作成」など、巡視の具体的業務に関する事項が規定されている。

イ 対象公文書及び非開示部分について

本件開示請求に対して、実施機関は、「平成28年8月1日から同年同月3日までの警備に関する会議の資料」を対象公文書として特定し（以下「本件対象公文書」という。）、その全部について、条例7条4号により非開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

エ 本件対象公文書の非開示妥当性について

実施機関は、本件対象公文書を公にすることにより、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあると説明する。

審査会が本件対象公文書について見分したところ、当該公文書は、本件開示請求で示された期間内に実施された庁内行事（以下「当該庁内行事」という。）に関する警備計画の資料であり、当該庁内行事の場所、時間及び警備体制等、警備計画に必要な事項が詳細に記載されていることが確認できた。このような情報を公にすることとなると、警備体制や手法が明らかになる。それに伴い、犯罪を企図する者等が、これらの情報を参考に研究、分析を行い警備実施に応じた対抗措置を講じることが可能となり、将来における危険な行為や不適法な行為が容易となるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書を公にすることにより、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

その他、審査請求人は審査請求書において種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二